

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画緑地 第106号 みのわの森緑地

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある谷原一丁目を含む第3地域のまちづくりについて、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することを指針として掲げている。

また、練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）（令和6年3月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策に位置付け、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めることとしている。

本計画地は、東京都と区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）」における確保地として令和6年12月に追加された、ケヤキ等の大木からなる面積約0.11ヘクタールの樹林地である。平成20年に街かどの森として開設し、令和5年には拡張し憩いの森として広く区民の利用に供されている。

こうしたことから、当該地域のみどりを保全し、散策や休息の場などとして住環境の向上を図るため、本計画地約0.11ヘクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。